

第4弾

<飲食店用>

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金申請要領

I 協力金の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県は、県内全域の飲食店の皆様に、休業や営業時間短縮を要請しました。

この要請に応じて、営業時間短縮に御協力いただいた事業者に対し、「【第4弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」(以下「【第4弾】協力金」といいます。)を支給します。

II 対象期間

① 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市

令和3年8月2日(月)20時～令和3年8月31日(火)24時までの全30日間

② 栃木県内全域 (①の市町を含む)

令和3年8月4日(水)20時～令和3年8月31日(火)24時までの全28日間

※宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市の飲食店については、8月2日から実施していただくこととしておりますが、協力店舗拡大の観点から、やむを得ない理由等により、4日から開始する店舗も対象とします。

③ 栃木県内全域 (①の市町を含む)

令和3年8月8日(日)20時～令和3年8月31日(火)24時までの全24日間

※まん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、協力店舗拡大の観点から、やむを得ない理由等により、8日から開始する店舗も対象とします。

III 対象地域及び協力金支給額

1. 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市の7市

期間	区域	1日当たりの協力金額	
		個人事業主・中小企業	大企業
令和3年8月2日から 令和3年8月7日まで (6日間)	その他地域	2.5万円から7.5万円	20万円以内
令和3年8月8日から 令和3年8月19日まで (12日間)	まん延防止等重点措置区域	3万円から10万円	
令和3年8月20日から 令和3年8月31日まで (12日間)	緊急事態措置区域	4万円から10万円	

【協力金支給額】

・対象期間①の場合

(その他地域の1日当たりの協力金額×6日間) + (まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)
+ (緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)

・対象期間②の場合

(その他地域の1日当たりの協力金額×4日間) + (まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)
+ (緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)

・対象期間③の場合

(まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×12日間) + (緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)

2. 鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町の16市町

期間	区域	1日当たりの協力金額	
		個人事業主・中小企業	大企業
令和3年8月4日から 令和3年8月7日まで（4日間）	その他地域	2.5万円から7.5万円	20万円以内
令和3年8月8日から 令和3年8月19日まで（12日間）	まん延防止等重点措置区域	3万円から10万円	
令和3年8月20日から 令和3年8月31日まで（12日間）	緊急事態措置区域	4万円から10万円	

【協力金支給額】

・対象期間②の場合

（その他地域の1日当たりの協力金額×4日間）+（まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）
+（緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）

・対象期間③の場合

（まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）+（緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）

3. 茂木町

期間	区域	1日当たりの協力金額	
		個人事業主・中小企業	大企業
令和3年8月4日から 令和3年8月15日まで（12日間）	その他地域	2.5万円から7.5万円	20万円以内
令和3年8月16日から 令和3年8月19日まで（4日間）	まん延防止等重点措置区域	3万円から10万円	
令和3年8月20日から 令和3年8月31日まで（12日間）	緊急事態措置区域	4万円から10万円	

【協力金支給額】

・対象期間②の場合

（その他地域の1日当たりの協力金額×12日間）+（まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×4日間）
+（緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）

・対象期間③の場合

（その他地域の1日当たりの協力金額×8日間）+（まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×4日間）
+（緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間）

4. 那珂川町

期間	区域	1日当たりの協力金額	
		個人事業主・中小企業	大企業
令和3年8月4日から 令和3年8月18日まで（15日間）	その他地域	2.5万円から7.5万円	20万円以内
令和3年8月19日（1日間）	まん延防止等重点措置区域と 同様の要請を行う地域	3万円から10万円	
令和3年8月20日から 令和3年8月31日まで（12日間）	緊急事態措置区域	4万円から10万円	

【協力金支給額】

・対象期間②の場合

(その他地域の1日当たりの協力金額×15日間) + (まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×1日間)
+ (緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)

・対象期間③の場合

(その他地域の1日当たりの協力金額×11日間) + (まん延防止等重点措置区域の1日当たりの協力金額×1日間)
+ (緊急事態措置区域の1日当たりの協力金額×12日間)

IV 1日当たりの協力金支給額

1. 緊急事態措置区域

(1) 個人事業主・中小企業(*1)の場合・・・売上高方式

1日当たりの売上高(*2)	1日当たりの協力金額(千円未満切り上げ)
10万円以下	4万円
10万円超~25万円以下	1日当たりの売上高×0.4
25万円超	10万円

(2) 大企業(*3)の場合・・・売上高減少額方式 *個人事業主・中小企業も選択可

・1日当たりの売上高減少額(*4)×0.4 (上限) 20万円

2. まん延防止等重点措置区域

(1) 個人事業主・中小企業(*1)の場合・・・売上高方式

1日当たりの売上高(*2)	1日当たりの協力金額(千円未満切り上げ)
7万5,000円以下	3万円
7万5,000円超~25万円以下	1日当たりの売上高×0.4
25万円超	10万円

(2) 大企業(*3)の場合・・・売上高減少額方式 *個人事業主・中小企業も選択可

・1日当たりの売上高減少額(*4)×0.4 (上限) 20万円

3. その他の地域

(1) 個人事業主・中小企業(*1)の場合・・・売上高方式

1日当たりの売上高(*2)	1日当たりの協力金額(千円未満切り上げ)
8万3,333円以下	2万5千円
8万3,333円超~25万円以下	1日当たりの売上高×0.3
25万円超	7万5千円

(2) 大企業(*3)の場合・・・売上高減少額方式 *個人事業主・中小企業も選択可

・1日当たりの売上高減少額(*4)×0.4 (上限) 20万円又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

- (※ 1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等（人格なき社団等を含む）で、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等（例：飲食業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社、サービス業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は従業員数が100人以下の会社）
- (※ 2) 前年又は前々年の8月の飲食業売上高（消費税及び地方消費税を除いた金額。以下同じ。）÷31（1円未満切り上げ）
- (※ 3) 個人事業主・中小企業に該当しない法人
- (※ 4) （前年又は前々年の8月の飲食業売上高一令和3年8月の飲食業売上高）÷31

4. 開店1年未満の店舗の場合・・・新規開店特例

上記（1）及び（2）における「1日当たりの売上高」を、下記の計算により算定します。

開店日から時短対象期間開始日の前日までの売上高÷開店日から時短対象期間開始日の前日までの日数

V 対象店舗

通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行う飲食店

※イスやテーブルを自ら又はイベント主催者等が設置することで、飲食の場を提供するキッチンカー等は対象となります。飲食の場を提供しないキッチンカー等は宅配・テイクアウトサービスとして扱うため、営業時間短縮要請の対象とはなりません。

※下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。

- ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食の場を提供しないキッチンカー等
- ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）
- ・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（8月8日（日）以降）等

VI 申請要件

申請に当たっては、次の1～10全ての要件を満たす必要があります。

- 1 対象地域内に対象店舗を有すること。
- 2 対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店及び喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている営業者であること。
- 3 対象期間より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。
また、当該許可の有効期限が令和3年8月31日以降であること。
- 4 対象店舗において、通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っていた事業者が、対象期間（①、②、③のいずれか）の全期間 5 時から 20 時までの間に営業時間を短縮（休業を含む。）すること。
- 5 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域及びまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う地域の飲食店は、酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）を行わないこと。また、その他地域の飲食店は、酒類の提供時間を 11 時から 19 時までの間とすること。
- 6 緊急事態措置が適用される期間は、カラオケ設備の利用を行わないこと。また、まん延防止等重点措置区域及びまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う地域の飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を行わないこと。
- 7 従来の営業時間及び営業時間の短縮（休業）の状況等が分かるよう、店舗又は店頭に表示すること。
（休業した飲食の場を提供するキッチンカー等は除く）

- 8 月次支援金（8月分）及び栃木県地域企業事業継続支援金の支給を受けていないこと。
また、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（大規模施設・テナント用）の支給を受けている場合には、飲食店の床面積を自己利用部分面積から除いていること。
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 10 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示していること。
- 11 『『新型コロナ感染防止対策取組宣言』飲食店のチェックシート』に従って感染防止対策の徹底を図るとともに、店舗内の従業員の目に触れやすい位置に提示していること。
- 12 「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動に賛同し、チラシを店舗内の利用者の目に触れやすい位置に提示していること。
- 13 業種別ガイドラインを遵守すること。
- 14 その他、まん延を防止するために必要な措置を実施すること。
- 15 営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することに同意すること。

VII 申請手続き等

1. 【第4弾】協力金に関するお問い合わせ先

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター
 (電話) 028-651-3707
 (受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日、祝日も受け付けしています。)

2. 【第4弾】協力金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 【第4弾】協力金のホームページ

栃木県公式ホームページ「【第4弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について」から入手することができます。

(URL) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html>

県公式HP読取用二次元コード



(2) 県・関係機関等での配付

次の機関等において入手することができます。

- ・県庁本館2階県民プラザ及び各県民相談室
- ・各市役所・各町役場
- ・宇都宮市内の地区市民センター・出張所・市民活動センター
- ・各商工会議所・商工会及び中小企業団体中央会

※平日は、各窓口の業務時間内での配付となります。

※土日、祝日は、バンパ出張所で午前10時から午後7時までの配付となります。

3. 申請書類

別表のとおり

*必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4. 【第4弾】協力金の申請受付期間及び申請方法

(1) 受付期間

令和3年8月12日(木)から10月15日(金) ただし、インターネットの受付は8月30日(月)から

(2) 申請方法

インターネット申請の場合

ポータルサイトから申請できます。【第4弾】協力金のホームページにおいて案内いたします。）

*10月15日（金）午後11時59分までに送信を完了してください。

郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先) 〒320-0801

栃木県宇都宮市池上町4-1 栃木県協力金受付センター

*10月15日（金）までの消印有効です。

*切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

*感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点はコールセンターまでお問合せください。

5. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは【第4弾】協力金を支給します。

また、売上高方式で申請され、過去に本県の営業時間短縮協力金の支給決定を受けるなど、一定の要件を満たす場合は、協力金の一部の早期支給を実施します。

6. 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、【第4弾】協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、【第4弾】協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送いたします。

VIII その他

1. 緊急事態措置が適用される期間は、8月20日（金）から9月12日（日）です。【第4弾】協力金の対象期間は8月31日（火）となりますが、緊急事態措置終了の9月12日（日）まで継続してご協力いただきますようお願いいたします。
2. 9月1日（水）から9月12日（日）まで協力金については、【第5弾】として支給します。申請は別途必要です。準備ができ次第、栃木県公式ホームページ等でご案内します。
3. 【第4弾】協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金を請求し、店名等を公表することがあります。
4. 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象店舗の営業時間の短縮の取組等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
5. 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
6. 【第4弾】協力金支給決定後、国や関係市町から本協力金に関連する事業を実施するために、申請情報の求めがあった場合には、申請情報を国や関係市町に提供することがあります。
7. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等から求められた場合は、求めに応じて提供することがあります。
8. 休業又は営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名等を公表することがあります。

別表

No.	申請書類・内容	
◆店舗ごとの申請になりますので、複数店舗がある場合は個別に書類をご用意ください		
1	申請書類チェックリスト	・申請書類の準備ができましたら、☑欄にチェックをのし、当チェックリストも提出してください ※電子申請の場合は不要です。
2	支給申請書（様式1）	・裏面「同意すべき事項」に全て☑チェックがついているかご確認ください ※「同意すべき事項」の記載事項は必ずご確認ください。
3	支給額計算シート ※（様式2-1～4）のいずれか一つ	・1日当たりの協力金額の算定方式により、様式が異なりますのでご注意ください 様式2-1 売上高方式 様式2-2 売上高減少額方式 様式2-3 売上高方式（新規開店特例用） 様式2-4 売上高減少額方式（新規開店特例用）
4	本人確認書類の写し	・運転免許証、パスポート、保険証の写し等 いずれか一点
5	振込先の通帳の写し	・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が確認できるもの ※申請者本人（法人の場合は当該法人）の口座に限りです。 ※通帳の表紙と1枚目の見開きページ（上下）をコピーして添付してください。 （インターネットバンキングは、上記の情報がわかるサイトのページ）
6	確定申告書類の写し	※收受日付印が押印（e-Tax申告の場合、受付日時が印字）されていること（又は、e-Tax申告の「受信通知（メール詳細）」を添付すること）が必要です。 （いずれも提出が必要です。） ・令和元年又は令和2年の確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（両面） （青色申告の場合はいずれも提出が必要です。） ・令和元年又は令和2年の確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書（1枚目、2枚目）（青色申告の場合のみ）
7	飲食業売上高が記載された当該店舗の売上台帳等の写し	・令和元年又は令和2年8月の当該店舗の売上帳簿（売上高減少額方式の場合は、令和3年8月の売上帳簿も必要となります。） 【新規開店特例に該当する場合】 ・開店日から時短営業開始日の前日までの売上高が確認できる売上帳簿等 ※事業所が1か所であり、飲食業以外の事業を行っておらず、確定申告書類（法人事業概況説明書や青色申告決算書）のみで、8月の売上高が把握できる場合は不要です。
8	営業許可証の写し	・対象店舗に係る食品衛生法に基づく営業許可証の写し
9	店舗の外観全体及び内観の写真等	・店舗の外観全体（社名や店舗名）が分かる写真等 ※看板やのれんなどを店舗名が分かるように撮影してください。 ・店舗の内観が分かる写真等 ※厨房と食事スペースが分かるように撮影してください。 【飲食の場を提供するキッチンカー等】 ・営業形態が分かる写真等（使用権限を有するイス又はテーブルを備えた飲食スペースが確認できるもの） ※公共のベンチのように、自ら又はイベント主催者が設置したものではないイス又はテーブルを利用する場合は対象とはなりません。
10	従来の営業時間及び営業時間短縮の状況が分かる書類	・従来の営業時間が20時以降であることが分かるもの（看板、店舗又は店頭に掲示した案内、メニュー、ホームページの写し等） ・営業時間の短縮（又は終日休業）の状況（実施期間及び時短営業中の営業時間）が分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） 【緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等】 ・時短営業（休業）中の酒類の提供をしていないことが分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） ・飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用ができないことが分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） ・カラオケを主として業としている飲食店では、緊急事態措置が適用される期間、カラオケ設備の利用ができないことが分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） 【その他地域】 ・酒類の提供時間が分かるもの（店舗又は店頭に掲示した案内、ホームページの写し等） 【飲食の場を提供するキッチンカー等】 ・要請期間中の20時から5時までの間、県内で出店する予定であったことが分かるもの（イベントのチラシ、道路占有許可・使用許可等により常設された施設性を有することが確認できるもの） ※茂木町・那珂川町を除く23市町に店舗のある飲食店が対象期間①又は②で申請する場合は、期間中の酒類の提供の対応が異なるので、休業する場合を除き、8月7日までの状況と8月8日から8月31日までのいずれもが分かる書類を提出してください。 ※茂木町に店舗のある飲食店が対象期間②又は③で申請する場合は、期間中の酒類の提供の対応が異なるので、休業する場合を除き、8月15日までの状況と8月16日から8月31日までの状況いずれもが分かる書類を提出してください。 ※那珂川町に店舗のある飲食店が対象期間②又は③で申請する場合は、期間中の酒類の提供の対応が異なるので、休業する場合を除き、8月18日までの状況と8月19日から8月31日までの状況いずれもが分かる書類を提出してください。
11	開店日が分かる書類	新規開店特例に該当する方のみ必要です。 （売上高方式で下限額の協力金を申請する場合は不要です。）